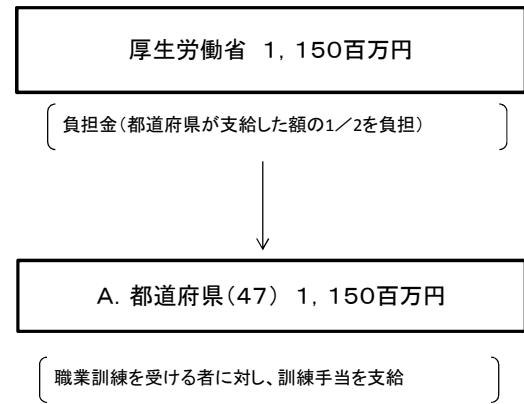


## 平成27年度行政事業レビューシート( 厚生労働省 )

事業名	職業転換訓練費負担金			担当部局	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始年度	昭和41年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝茂		
会計区分	一般会計			政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第2号及び第20条雇用対策法施行令第3条			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されるところ、その要する費用のうち1/2を国が負担する。								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求				
	当初予算	1,637	1,637	1,634	1,409	1,355			
	補正予算	-	-	-	-				
	前年度から繰越し	-	-	-	-				
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
	予備費等	-	-	-	-				
	計	1,637	1,637	1,634	1,409	1,355			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度		
	障害者職業能力開発校の修了者の就職率	就職率	成果実績	%	68.7	69.9	71.2		
			目標値	%	60	61	65	65	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)			活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	訓練手当支給者数	活動実績	人	3,372	3,175	3,030			
		当初見込み	人	3,865	3,874	3,767	3,503		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
	単価あたりコスト=X/Y X:「執行額」 Y:「訓練手当支給受給者数」	単位当たりコスト	円	391,262	386,969	379,672	-		
		計算式	X/Y	1,319,335,818/3,372	1,228,626,810/3,175	1,150,406,675/3,030	-		
平成 27 (単位 2.2 百 万 円) 予 算 内 訳	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	(目)職業転換訓練費負担金	1,409	1,355						
	計	1,409	1,355						

事業所管部局による点検・改善													
	項目	評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	就職困難者の就職を実現するためには訓練機会の確保及び受講期間中の生活の安定を図ることが重要であるため、国費負担については雇用対策法において明確にされているものであり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	雇用対策法に基づく、職業転換給付金制度の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練等を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであって、その要する費用の1/2を国が負担するものであり、国が実施すべき事業である。										
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	就職困難者に対し、地域の特性に応じて全国で実施することにより、多様な職業訓練機会を提供できる事業であり、就職困難者の就職実現という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-										
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。										
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-										
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。										
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	就職困難者の職業訓練を確保する観点から都道府県の計画を踏まえた予算要求が必要であり、当初交付決定額は予算額の99.3%であったものの、訓練期間中の就職決定等による中途退校者が生じたこと等により訓練受講生数が予定を下回ったために不用が生じたものである。										
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	当該負担金は義務的経費であり、真に必要な経費に限定されている。										
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	成果目標を着実に上回る見込みである。										
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-										
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-										
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-										
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-										
	所管府省・部局名	事業番号	事業名										
点検・改善結果	点検結果	<p>・職業転換訓練費負担金は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであり、その要する費用のうち1/2を国が負担しているところである。当該負担金は義務的経費であり、その対象者は障害者や母子家庭の母等の特に就職困難な求職者に対し、公共職業訓練を通じた職業選択の場における実質的な機会の平等を確保するための経費であることから、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な執行に努めて参りたい。</p> <p>・本件事業においては成果指標として障害者職業能力開発校の就職率を設定しているところ、平成25年度においては目標値以上の実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。</p>											
	改善の方向性	<p>・各都道府県にて毎年度作成する事業計画を基に執行しているところであるが、訓練期間中に就職決定等の事前予測困難な事情による訓練校の中途退校者の発生等のため、不用が生じている。これらを可能な限り踏まえた執行計画の策定方法等について具体的な検討を行うとともに、効率的な執行に努めて参りたい。</p>											
外部有識者の所見													
点検対象外													
行政事業レビュー推進チームの所見													
現状通り	点検結果も妥当であるため、引き続き、執行計画の策定方法等の検討により、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況													
現状通り	-												
備考													
関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成22年度	377	平成23年度	340	平成24年度									
平成25年度	615	平成26年度	615										

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A. 大阪府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職業転換訓練費負担金	訓練手当の支給	177			
計		177	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

#### 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	177-	-	-
2	東京都	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	109-	-	-
3	神奈川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	78-	-	-
4	愛知県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	63-	-	-
5	兵庫県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	62-	-	-
6	静岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	62-	-	-
7	福岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	48-	-	-
8	広島県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	47-	-	-
9	埼玉県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	36-	-	-
10	京都府	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1／2を国が負担	36-	-	-